

一般財団法人川崎市まちづくり公社請負工事検査規程

平成6年4月1日規程第7号
最近改正 平成30年9月4日規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めるものを除くほか、一般財団法人川崎市まちづくり公社（以下「公社」という。）が発注する請負工事の適正な履行を確認するための検査について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査担当部 当該工事を主管する部をいう。なお、予定価格が100万円を超えるものについては建設部とする。
- (2) 検査担当部長 検査担当部の長をいう。
- (3) 検査担当課長 検査担当部において検査を担当する課の長をいう。
- (4) 検査員 検査担当部の技術職員のうちから検査担当部長が指名する者をいう。

(検査業務の委託)

第3条 検査について、特に専門的な知識及び特殊の技能を必要とするとき、又はその他の理由により前条の職員によって検査を行うことが困難であり若しくは適性でないと認められるときは、検査担当部長は、理事長の承認を得て公社職員以外の者（以下「委託検査員」という。）に検査を委託することができる。

- 2 検査担当部長は、委託検査員をして検査を行わせたときは、その検査の結果について、検査調書その他検査内容を明確にした書類等を作成させ、検査担当課に提出させなければならない。
- 3 検査担当部長は、必要と認めたときは、前条に規定する職員を立ち合わせることができる。

(検査の基準)

第4条 検査は、契約書、図面、仕様書その他関係書類に基づき綿密かつ厳正に行わなければならない。

(検査の種類)

第5条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査
- (2) 一部完成検査
- (3) 既済部分検査
- (4) 中間検査

- 2 完成検査は、工事が完成したときに行う。
- 3 一部完成検査は、当該工事の一部が完成し、かつ、当該完成部分が可分のもので引渡しができるときに行う。
- 4 既済部分検査は、工事の完成前に当該工事の既済部分に対し、代価の一部を支払うときに行う。
- 5 中間検査は、工事の施行過程において検査担当課長が必要と認めたときに行う。

(検査の時期)

第6条 検査は、期間の定めのあるものについてはその期間内に行うものとし、定めのないものについてはすみやかに行なわなければならない。

(検査の体制)

第7条 検査は、原則として建設管理課が担当する。但し、予定価格が100万円以下の工事又は同一の時期に複数の検査が重複する等の場合はこの限りでない。

- 2 公社請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）第30条第2項に規定する検査の依頼を受けた検査担当課長を所管する検査担当部長は、当該工事を担当する検査員を指名する。
- 3 検査担当部長は検査対象となる工事の種別等の理由により、2人以上の担当検査員を指名する場合において、必要があるときは総括する担当検査員を定める。

(検査実施の通知)

第8条 検査担当課長は、工事担当課長から検査依頼の通知を受けたときは、検査の期日及び時間、担当検査員の職及び氏名その他検査に必要な事項について工事担当課長に通知しなければならない。

(監督員と検査員の兼任の禁止)

第9条 検査担当部長は、当該工事の監督員を第7条第5項に規定する担当検査員として指名することができない。ただし、次の各号に該当する検査についてはこの限りではない。

- (1) 検査の時期における災害等、その他の異常な事態の発生によって、検査を行う工事現場への到達が困難であるため、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な検査

(2) 特別の技術を要するため、監督員以外の職員により行うことが困難な検査

(検査の立会い)

第10条 検査を実施する場合は、当該工事の監督員の立会いの上で行なわなければならない。

(検査の中止)

第11条 検査員は、適正な検査ができないと認められるときは、検査を中止し、直ちに検査担当課長に報告しなければならない。

(破かい等検査)

第12条 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、破かい等の方法により検査することができる。この場合のとりこわしによる部分は、期限を指定して請負者の負担により復旧させなければならない。

(手直し等の処置)

第13条 検査員は、検査の結果、手直し、指摘事項その他意見があった場合は、直ちに検査担当課長に報告しなければならない。

- 2 検査担当課長は、前項の規定による報告を受けた場合は、直ちに工事担当課長に通知しなければならない。
- 3 手直し完了後の検査については、第7条から第13条前項までの規定を準用する。

(検査の結果報告等)

第14条 検査員は、検査を終了したときは、検査報告書を作成し、検査担当課長に報告した後、工事担当課長に送付しなければならない。

- 2 完成検査においては、前項の検査報告書を合格通知書として工事担当課長に送付するものとする。

(手続き等の省略)

第15条 特殊若しくは軽易な工事又は緊急を要する工事等については、この規程の一部を省略することができる。

(帳票の様式)

第16条 この規程に基づく帳票の様式は、川崎市の例による。

附 則 (平成6年4月1日規程第7号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日規程第15号）
（施行期日）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成30年9月4日規程第5号）
この規程は、平成30年10月1日から施行する。